



香港・中国のビジネス環境の現状と日本企業が注意すべき点
今後のビジネス展開のポイント
(前編)

特別編 39

目次

I. 香港の経済構成	2
1. 香港の経済規模・概要	2
II. 中国ビジネスにおける香港の機能と現状	5
1. 改革開放後⇒来料加工廠	5
2. 対中国販売機能	6
3. CEPA	7
4. 金融・販売・オフショア機能・物流	8
III. 大湾区（広域連携）	11
1. 中国の第14次5カ年計画における香港の役割	13
2. 大湾区における一体化進行状況	14
3. 在香港日系企業の状況と観測	15

I. 香港の経済構成

1. 香港の経済規模・概要

① GDP規模

中国全土、広東省、香港の実質GDP推移は以下の通り。

2022年の香港の実質GDPは、中国全土の2.3%、広東省の18.2%の規模。

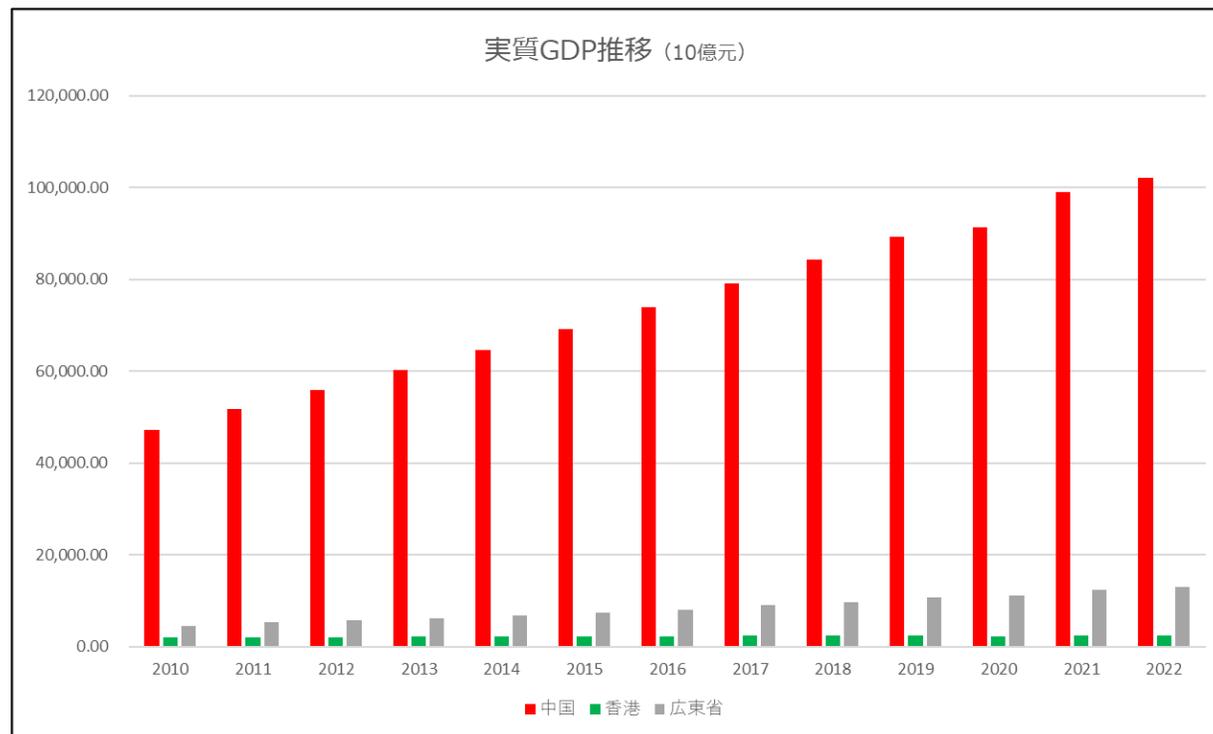
※香港の数字は1香港ドル=0.85人民元で換算。

因みに、香港の中国返還の年（1997年）の

香港GDPは、18.4%を占めていた。

これが、中国の経済成長により、

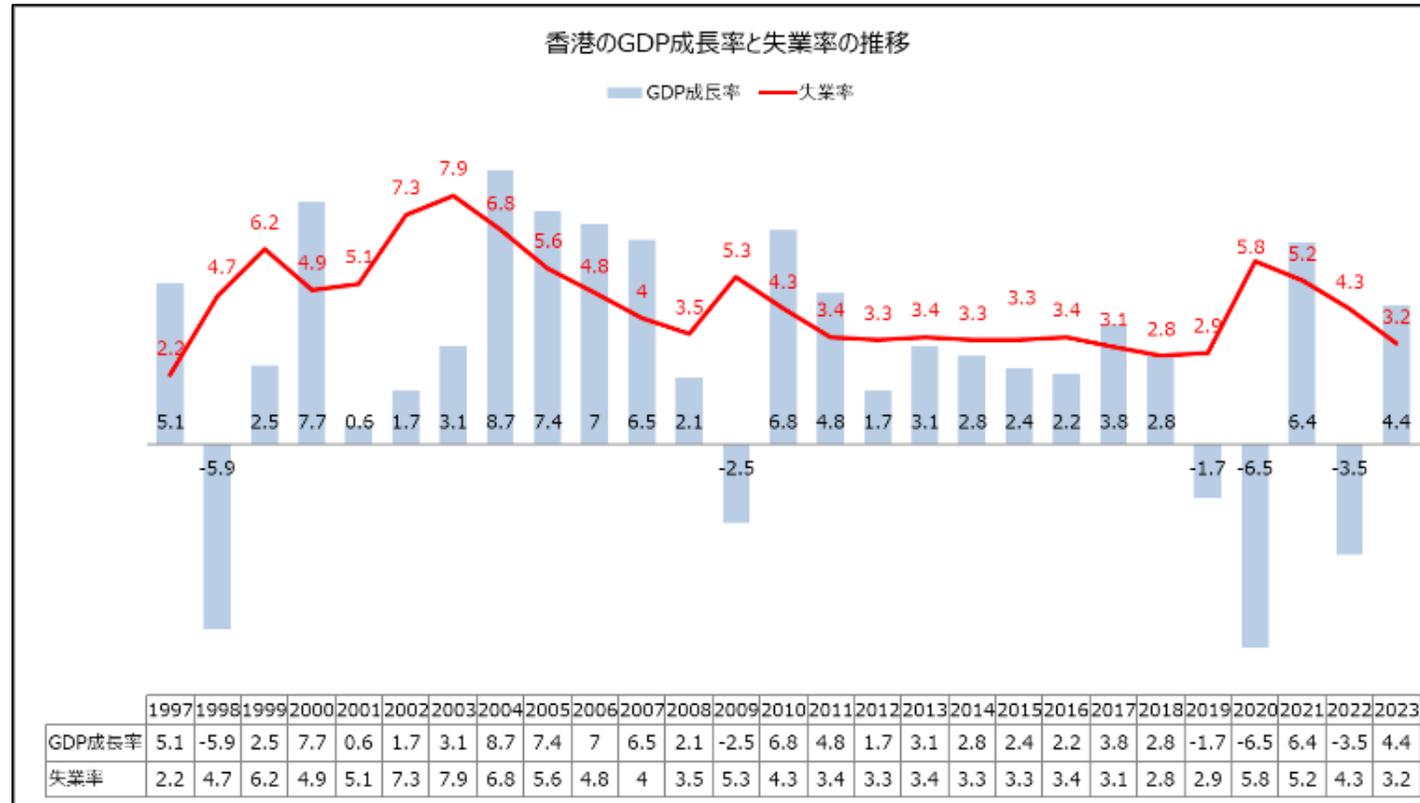
香港が占める割合は、大きく後退した。



出所：World Economic Outlook Database、広東省統計局

② 香港失業率とGDP成長率の推移（1997年～2023年※23年は見通し）

GDPは、2019年（反政府活動）、2020・2022年（コロナ蔓延）はマイナス成長も、今年度は3.2%の成長を見込む。失業率はコロナ期間の最悪地が5.8%であり、過去（SARS蔓延時）の7.9%よりも低く抑えられている。



出所：World Economic Outlook Database

③ 香港の産業構成

香港のGDPに占める産業別割合は、第三次産業が93.7%を占めている
(販売19.4%、金融保険21.3%、不動産3.9%、物流7.3%)。

製造業は1.0% (香港統計年刊2023年版)。

⇒ 貿易・販売、金融、不動産、物流で約5割以上を占める。

⇒ 全ての項目で、中国本土への依存度が高い。

Ⅱ. 中国ビジネスにおける香港の機能と現状

1. 改革開放後⇒来料加工廠（1978年～2012年）

中国の改革開放（1978年）後の外資誘致後、
当時の状況（外貨無し、技術無し、豊富な労働力）を背景に、来料加工が広東省で発展した。
深圳市・東莞市の2か所では、来料加工廠と呼ばれる名義貸し形態が主流で、
来料加工契約は、必ず香港法人と結んでいた。

⇒ イレギュラーのオペレーション（違法送金、脱税、変則的な会計記帳等）が多く、
香港以外の企業とは、契約が結べないため（香港以外の企業のコンプライアンス要求が満たせない）。

但し、取引形態の不健全さから、広東省は2008年に、来料加工廠原則禁止令を出し、
独資企業（進料加工）に転換するか、撤退するかを選択が求められた。

⇒ 来料加工廠の禁止であり、来料加工の禁止ではない。
⇒ 独資進料に転換後は、必ずしも香港企業との契約でなくても良くなった。

また、2007年に、商務部は加工貿易制限品目の大幅拡大、
沿海部での制限分類加工貿易禁止を打ち出したが、リーマンショックによる輸出不振のため打ち切り。
加工廠以外の来料加工形態は、継続している（但し、付加価値が低い＝税収貢献が低い加工形態）は、
工業用地の使用に困難が生じる可能性が高くなっている。

2. 对中国販売機能（2004年前後）

2004年に中国で独資販売会社の設立が認められるまで、香港での販売方式を採用していた（香港が最前線であり、香港企業に販売することで、間接的に中国本土に販売をしていた）。

「外商投資商業領域管理弁法（現在では失効）」により、2004年12月11日より、外国出資100%の販売会社設立が可能に。広東省は、香港からの出資も多かったが、その後、親子間の規模の逆転が起きた。

3. CEPA（2004年以降）

香港を投資拠点と位置付ける動き。

2004年にCEPAが発効し、香港企業の対中出資（サービス業）に関する規制緩和が認められた。

これにより、香港法人を対中投資拠点と活用するケースが増加。

広東省は、かねてより香港からの間接出資が多かったが、

特定業種（CEPAの優遇が期待できる業種。主に物流）に付いては、

華東・華北地域に付いても、香港からの出資となるケースが出てきた。

CEPAの利用は、半数近くが物流関係であったが、中国本土の外資規制緩和が繰り返されており、

物流関係では、既にCEPA活用の優遇はなくなった。

現在では、法律、図書館・博物館等文化、音楽・映像、証券・先物（独資で証券会社の設立可能）、

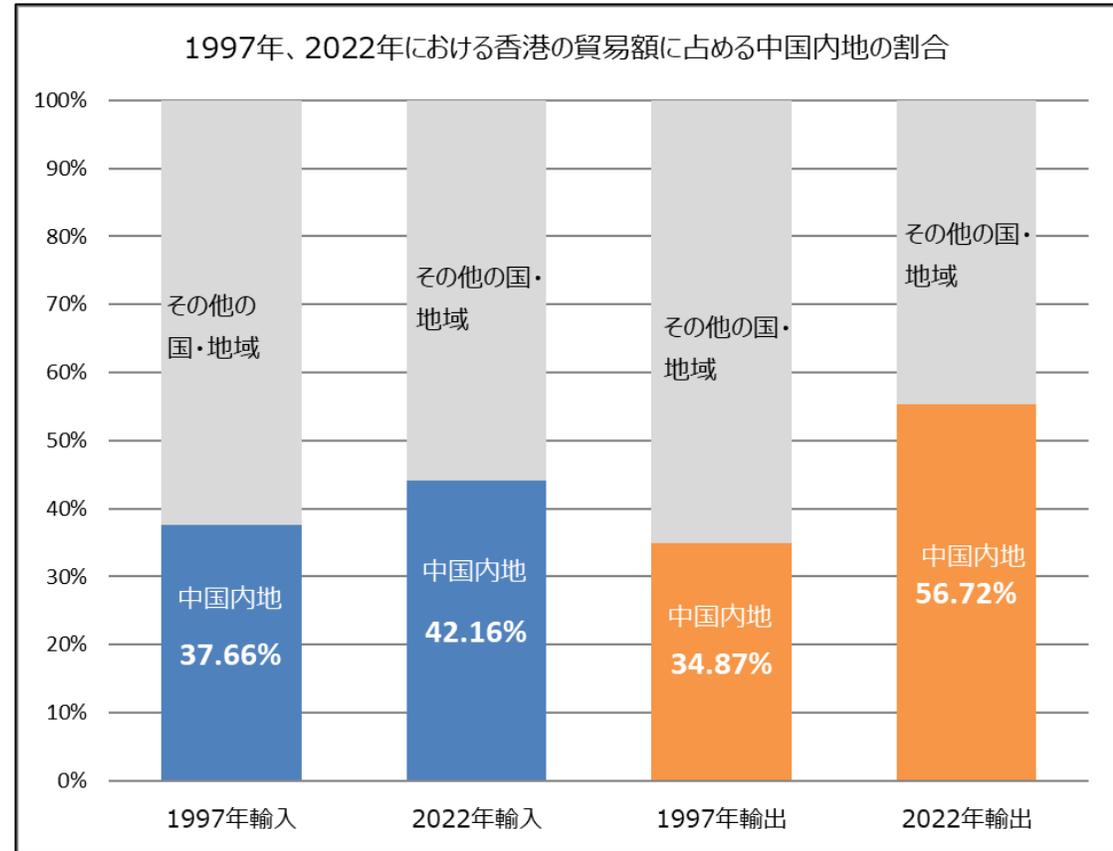
銀行（資産金額等設立要件の緩和）、IT、医療等、メリットが享受できる分野が限定されてきている。

4. 金融・販売・オフショア機能・物流

① 貿易・販売

香港の貿易の50%超は中国本土関連（インボイススイッチが主流）。
中国本土の動向に左右されやすい。

因みに、中国本土では、
オフショア取引の規制が2016年に開始された
（2012年規制緩和後の再規制強化）。
この部分では、香港は機能提供が可能である。



出所：香港統計年鑑を元に作成

② 金融

1) IPO関連

IPO調達額は、2018年・2019年は世界1位、2020年2位、2021年4位、2022年4位
2023年1～9月実績では8位

(上海⇒深圳⇒ナスダック⇒ニューヨーク⇒アブダビ⇒インド⇒インドネシア⇒香港)

中国本土市場（上海、深圳）が成長し、香港に影響が出た形（また、外国企業の上場も減少）。
⇒ 但し、アリババ集団の物流傘下企業「菜鳥」の上場等により（10億米ドル程度の調達を予定）、
最終的には5位以内と観測されている。

2) 人民元オフショアマーケット

2008年7月1日から、クロスボーダー人民元決済試行措置開始。2012年に規制緩和完了。
香港はオフショア人民元の集約拠点となっている。

③ 物流

2000年代に香港の物流機能を中国本土（広東省）にシフトする動きがあった。

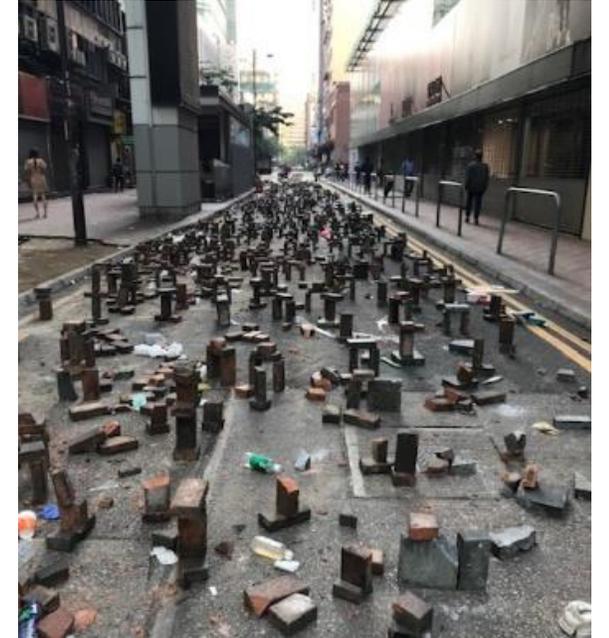
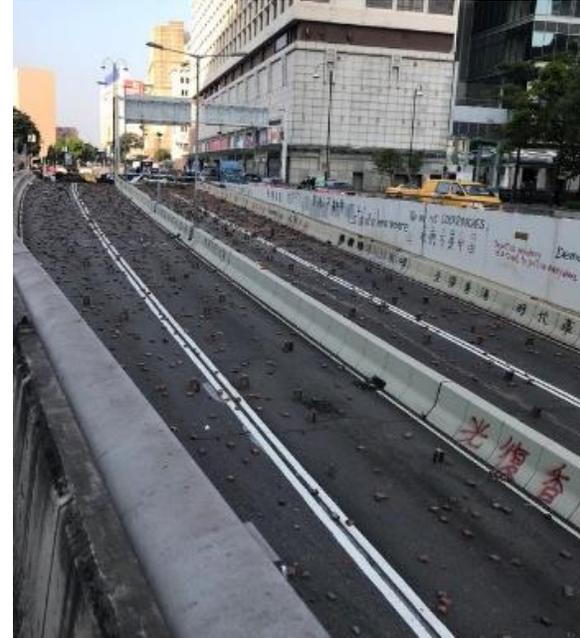
⇒ 中国のWTO加盟（2001年）に伴う規制緩和に付随する動き。

その傾向の中でも、依然として香港の物流機能に信頼を置いてきた企業が有ったが、反政府デモによる度重なる道路封鎖などにより、安定性・信頼性が棄損された。

⇒ それ以降、再度、他地域にシフトする動きが出てきた。

中国政府・香港政府は、香港の物流機能の維持と発展方針を維持しているが、実務的には、広東省関連の輸出入貨物の拠点は広東省にシフト。

スイッチビジネスは、長期的に海南自由貿易港などに部分シフトが予想される。



抗議活動中の交通妨害（2019年）※講演者撮影